

令和3年 第3回国東市議会定例会 提出議案

承認 第13号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市一般会計補正予算第4号)	P 1
承認 第14号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市民病院事業特別会計補正予算第2号)	P 3
報告 第8号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 5
報告 第9号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 7
報告 第10号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について	P 9
報告 第11号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について	P 10
認定 第1号	令和2年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について	P 11
認定 第2号	令和2年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 12
認定 第3号	令和2年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について	P 13
認定 第4号	令和2年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 14
認定 第5号	令和2年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 15
認定 第6号	令和2年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 16
認定 第7号	令和2年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 17
認定 第8号	令和2年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 18
認定 第9号	令和2年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 19
認定 第10号	令和2年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 20
認定 第11号	令和2年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 21

議案 第 49 号	令和 3 年度国東市一般会計補正予算(第 5 号)	P 2 2
議案 第 50 号	令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 3
議案 第 51 号	令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 4
議案 第 52 号	令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号 介護サービス事業勘定第 1 号)	P 2 5
議案 第 53 号	令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 6
議案 第 54 号	令和 3 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 7
議案 第 55 号	令和 3 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 8
議案 第 56 号	令和 3 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 9
議案 第 57 号	令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 3 0
議案 第 58 号	国東市過疎地域持続的発展計画の策定について	P 3 1
議案 第 59 号	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	P 3 2
議案 第 60 号	国東市立学校設置条例の一部改正について	P 3 3
議案 第 61 号	国東市過疎地域自立促進基金条例の一部改正について	P 3 4
議案 第 62 号	字の区域の変更について	P 3 5
議案 第 63 号	国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約の変更について	P 3 6
議案 第 64 号	訴えの提起について	P 3 7
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 9
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 4 0

承認	2 件
報告	4 件
認定	1 1 件
議案	1 6 件
<u>諮問</u>	<u>2 件</u>
計	3 5 件

承認第 13 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市一般会計補正
予算第 4 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

令和3年度国東市一般会計補正予算第4号について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月2日

国東市長 三 河 明 史

承認第 14 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算第 2 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

令和3年度国東市民病院事業特別会計補正予算第2号について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月2日

国東市長 三 河 明 史

報告第 8 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 17 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

令和 3 年 5 月 7 日午後 8 時頃、市道朝来幹線における路上の落石により通過車両が損傷したもの。当該車両の自動車保険の保険会社が、損害賠償の額として保険金（免責金額を除く）を被保険者に支払い、保険代位による損害賠償請求権を取得した。なお、運転者に怪我はなかった。

2. 損害賠償の額 236,412 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、236,412 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4. 和解の相手方

(1) 国東市安岐町 ■■■■■■■■

■■■ ■

(2) 大分市舞鶴町一丁目 4 番 15 号

全国共済農業協同組合連合会大分県本部

報告第9号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年9月2日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 23 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

令和 3 年 7 月 15 日午後 4 時頃、武蔵総合支所での業務を終えた市職員が、本庁に帰庁しようとして駐車場に停めていた公用車の運転席ドアを開けた際、ドアが隣に駐車していた車両に接触し、車両の一部を傷つけた。同日午後 5 時頃、現地で国東警察署による現場検証を相手方立ち合いのうえ行った結果、相手方の車両については修繕することとなった。なお、公用車については損害もなく修繕不要となった。

2. 損害賠償の額 38,450 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 10 割の金 38,450 円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4. 和解の相手方 大分県杵築市■■■■■■■■■■
■■ ■■■■

報告第 10 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の
規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつ
けて、次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5. 4	—
(13. 06)	(18. 06)	(25. 0)	(350. 0)
[△4. 77]	[△16. 28]		[△46. 9]

(備考)

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 11 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和 2 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
下水道事業特別会計	— 〔△ 29. 1〕	1 各特別会計ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は各特別会計毎に 20. 0%。 3 そので括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
農業集落排水事業特別会計	— 〔△ 25. 8〕	
水道事業特別会計	— 〔△ 35. 9〕	
工業用水道事業特別会計	— 〔△ 233. 0〕	
市民病院事業特別会計	— 〔△ 29. 5〕	

認定第 1 号

令和 2 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 2 号

令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 3 号

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 4 号

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 5 号

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 6 号

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第7号

令和2年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 8 号

令和 2 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第9号

令和2年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 10 号

令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 11 号

令和 2 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 49 号

令和 3 年度国東市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度国東市一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 50 号

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 51 号

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 52 号

令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号
介護サービス事業勘定第 1 号）

令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号 介護サー
ビス事業勘定第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 53 号

令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 54 号

令和 3 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 55 号

令和 3 年度国東市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度国東市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 56 号

令和 3 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 57 号

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 58 号

国東市過疎地域持続的発展計画の策定について

国東市過疎地域持続的発展計画を次のように策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定する。

提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)の施行に伴い、過疎地域持続的発展計画を策定する必要があるので提出する。

議案第 59 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(国東市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 国東市固定資産評価審査委員会条例(平成 18 年国東市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「署名押印」を「記名」に改める。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改め、同条第 8 項中「署名押印」を「記名」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「署名押印」を「記名」に改める。

(国東市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成 18 年国東市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式の宣誓書に署名」を「別記様式の宣誓書を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(国東市火入れに関する条例の一部改正)

第 3 条 国東市火入れに関する条例(平成 18 年国東市条例第 194 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 行政手続における押印の見直しに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 60 号

国東市立学校設置条例の一部改正について

国東市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市立学校設置条例の一部を改正する条例

国東市立学校設置条例(平成 18 年国東市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

竹田津小学校	国東市国見町竹田津 3610 番地 1
伊美小学校	国東市国見町中 850 番地
熊毛小学校	国東市国見町小熊毛 62 番地 2

」

を

「

国見小学校	国東市国見町中 850 番地
-------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 竹田津小学校、伊美小学校、熊毛小学校を統合し、国見小学校を開校するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 61 号

国東市過疎地域自立促進基金条例の一部改正について

国東市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

国東市過疎地域自立促進基金条例(平成 23 年国東市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国東市過疎地域持続的発展基金条例

第 1 条中「国東市過疎地域自立促進計画(平成 22 年度から平成 32 年度まで)」を「国東市過疎地域持続的発展計画(令和 3 年度から令和 7 年度まで)」に、「国東市過疎地域自立促進基金」を「国東市過疎地域持続的発展基金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国東市過疎地域持続的発展基金条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の国東市過疎地域自立促進基金条例により令和 3 年 3 月 31 日までに積み立てられた基金は、改正後の条例による基金とみなす。

提案理由 時限立法である「過疎地域自立促進特別措置法」が令和 3 年 3 月末日で終了し、新法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 62 号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

編入される区域		編入する字
字	区 域	字
安岐町下原字尾合	1263 番 1、1264 番 1、1266 番 1、1278 番 1 及びこれらに隣接介在する道路、水路である公有地の全部	安岐町下原字利正寺

提案理由 下原団地分譲地整備事業の土地の登記に伴い、字の区域を変更する必要があるため提出する。

議案第 63 号

国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約を次のように変更することについて協議したいので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に関する規約(平成 18 年国東市告示第 26 号)の一部を次のように変更する。
第 4 条第 3 項を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国東市と姫島村との間における消防及び救急に関する事務の委託に要する経費の負担について見直しを行うにあたり、本規約の一部を変更する必要があるので提出する。

議案第 64 号

訴えの提起について

下記のとおり訴えの提起をするため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

- 1 当事者 原告 国東市
被告 亡■■■■他 34 名の相続人
- 2 請求の趣旨
 - (1) 被告らは、原告に対し、別紙物件目録記載の土地につき、訴外■■■■から原告への平成 6 年 2 月 28 日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ
 - (2) 被告らは、原告に対し、別紙物件目録記載の土地につき、平成 6 年 2 月 28 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求める。
- 3 本件に関する取扱い
本件の訴訟は、弁護士に委任する。

提案理由 国東市が温泉宿泊施設「国見温泉あかねの郷」の用地として管理し、占有を続けている土地に関し、売買又は時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えの提起をする必要があるため提出する。

物件目録

番号	所在	地番	地目	地籍 (㎡)	標題部所有者
①	国東市国見町赤根字台原	2076番地1	山林	3,284	■■ ■■
②	国東市国見町赤根字染ノ迫	2060番地	山林	137	■■ ■■
③	国東市国見町赤根字台原	2064番地3	山林	3,223	■■ ■外24名
④	国東市国見町赤根字台原	2064番地13	山林	12,127	■■ ■外33名
⑤	国東市国見町赤根字台原	2064番地15	山林	2,751	■■ ■外24名
⑥	国東市国見町赤根字台原	2064番地16	山林	1,786	■■ ■外24名
⑦	国東市国見町赤根字台原	2064番地17	山林	810	■■ ■外24名
⑧	国東市国見町赤根字台原	2064番地18	山林	631	■■ ■外24名
⑨	国東市国見町赤根字台原	2064番地19	山林	650	■■ ■外24名
⑩	国東市国見町赤根字台原	2064番地21	山林	162	■■ ■外24名
⑪	国東市国見町赤根字台原	2064番地20	公衆用道路	204	■■ ■外24名
⑫	国東市国見町赤根字台原	2064番地14	公衆用道路	1,669	■■ ■外24名
合計				27,434	

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国見町■■■■■■■■■■

氏 名 伊 美 哲 二
い み てつ じ

生年月日 ■■■■■■■■■■

令和3年9月2日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和3年12月31日に伊美哲二委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市武蔵町■■■■■■■■■■

氏 名 とよ だ ふみこ
豊 田 富美子

生年月日 ■■■■■■■■■■

令和3年9月2日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和3年12月31日に有次久恵委員の任期が満了するため、次期委員候補者として豊田富美子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。